

平成 30 年 5 回 寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成 30 年 5 月 25 日 (金)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後 1 時 30 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後 2 時 10 分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅澤功	出	12	松本雅夫	出
3	小和瀬守	出		渡邊登	出
4	室岡重雄	出		野邊良男	出
5	中嶋安男	出		松本十丸	出
6	吉田廣司	欠		渡辺利夫	出
7	竹澤國雄	出		嶋田治彦	出
8	松村萬平	欠		大澤守男	欠
9	小林成行	出		池田清十郎	出
10	内田勤	出		飯島実	出

議事参与者

職員

次長 林保治  
書記 加々美君代  
書記 伊田和之

発言者	内 容
事務局次長 議長	<p>(事務局次長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただ今から平成三十年第五回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、吉田廣司委員、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
事務局次長	<p>平成三十年第五回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第 2、議案第 41 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 3、議案第 42 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 43 号から議案第 48 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 5、議案第 49 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会會議規則第十二条第二項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは梅澤功委員と小和瀬守委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、議案第 41 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 41 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条、第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 41 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地から 500m 圏内に小中学校・スーパーがあることから生活環境の整備が整っており長屋住宅の需要が見込めるということから今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 4 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>また、今回申請地ですけれども、現在倉庫が建っておりますが、農地台帳上登記簿地目も現況地目も畑であるということ、また代理人に倉庫を取り壊すよう指導をし、代理人からすぐ農地に是正するという回答をもらっていることから今回始末書は求めておりません。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p>

発言者	内容
内田委員	内田委員 先日野邊推進委員と現地確認を行ってまいりました。場所は事務局のとおりで、倉庫が建っているということで、今事務局から説明があった通り壊すそうなので、壊しさえすれば問題はないと思います。以上です。
議長 野邊推進委員	推進委員さんはよろしいですか。 はい。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第41号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして日程第3、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。 それでは、議案第42号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の2ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。それでは、議案第42号につきましてご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条、第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、現況地目が宅地になっておりますが、当初計画者である(当初計画者)さんが許可後に住宅を建築した経緯はなく、また現在は保全管理をしている農地ということで始末書は求めておりません。 説明は以上でございます。
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。
梅澤委員	梅澤委員 過日大澤推進委員さんと二人で現地を確認いたしました。周りももう宅地になっておりまして、何も問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	位置指定道路敷地とはどういう意味でしょうか。
事務局次長	宅地を作るのに、建築確認に必要な4mの道路をぶつけまして、そこに転回広場を設けることになっておりまして、その部分が位置指定道路敷地となります。
議長	分かりました。他にございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第42号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。

発言者	内容
事務局	<p>続きまして、日程第4、議案第43号から第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第43号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の3ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者の権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案43号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>周辺に宅地が多く存在しており小中学校やスーパーが近くにあり、自己用の住宅を建築するのに適した場所かなと思われます。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>内田委員</p>
内田委員	<p>こちらも先日野邊推進委員と現地確認に行ってまいりました。事務局の説明のとおり周りにもう住宅が建っておりまして、また第3種農地ということで特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第43号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第44号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第44号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>平成29年第5回農業委員会総会で今回の申請地のすぐ南側の農地で同じ長屋住宅の申請がありご審議をいただきました。さらなる長屋住宅の需要が見込まれることから今回の申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>

発言者	内容
梅澤委員	梅澤委員 これも過日大澤推進委員さんと確認に行きました。この場所はもう更地というかすでに砂利が入ってしまっていて農地にはなっていませんでした。前回の時に宅地と農地の境目に蔵がありそれを壊して更地になっておりました。やる前に整地をしてしまっていいのかなと思ったんですけど、確認をお願いいたします。
議長 事務局	事務局 はい。申請があった際に現地を確認したときには、申請地は農地でした。梅澤委員さんのおっしゃる通り(譲渡人)さんの昔住んでいたお宅の近くに蔵があり、その蔵を取り壊す工事に伴って進入路部分に鉄板を敷き、砂利も敷いた模様です。それを確認しましたので代理人にはすぐ農地に戻すように是正指導をし、今週中には必ず戻すことなので、是正し次第事務局で確認いたします。
梅澤委員 議長 嶋田推進委員	分かりました。 他にご意見はございませんか。
議長 嶋田推進委員	二つ確認をしたいのですが。 嶋田委員
事務局次長	この地図で見ますと道が通り抜けできないのだとすると、先ほどの位置指定道路には該当しないのですか。
嶋田推進委員 事務局	道が6m以上あればUターンできると判断しております。この道は拡幅して6m以上になっております。
嶋田推進委員 事務局	もう1点。2つの敷地の間はどうなっていますか。
嶋田推進委員 事務局	この間の敷地 1173-12ですが、地目が雑種地になっておりまして、今回の長屋住宅敷地の一部として使われるところではありますが、今回農業委員会総会にかけるのは農地ということで、案内図では雑種地部分は外して記載をしております。
議長 嶋田推進委員	結果的には全部使うということですか。
議長 嶋田推進委員	一体として、長屋住宅で利用します。
議長 嶋田推進委員	分かりました。
議長 嶋田推進委員	他に、ご意見ございますか。
議長 嶋田推進委員	(委員の中から、「なし」の声)
議長 嶋田推進委員	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長 嶋田推進委員	議案第44号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長 嶋田推進委員	(全員挙手)
議長 嶋田推進委員	全員賛成ですので、議案第44号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
議長 嶋田推進委員	次に、議案第45号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第45号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 議案第42号でご審議いただいた農地が今回の申請地です。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条、第2項、第2号の非代替性、第2号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。

発言者	内容
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。
梅澤委員	梅澤委員 こちらも大澤推進委員さんと確認しました。事務局のとおりで何も問題ないと思います。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。 議案第45号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に、議案第46号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第46号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) こちらも議案第42号でご審議いただいた農地が申請地となります。位置指定道路の転回広場として農地転用の許可を得て使用するということで、今回の申請に至ったそうです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条、第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
梅澤委員	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
議長	梅澤委員。 これも何も問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。 議案第46号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に、議案第47号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第47号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 平成29年度第3回寄居町農業振興地域促進協議会でもご審議をいただいた案件となります。食肉加工施設を建築したいとのことからの申請となります。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条、第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
	この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。
	嶋田推進委員

発言者	内 容
嶋田推進委員 議長	何も問題ないと思います。 他にご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
議長	議案第47号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)
事務局	全員賛成ですので、議案第47号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に、議案第48号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第48号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 寄居パーキングエリアスマートインターチェンジに伴う道路工事のため一時的に現場事務所と駐車場敷地として今回の農地を利用したいとのことからの申請となります。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条、第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。また、一時転用につきましては、一時的な利用に供された後に、速やかに、農地として利用できる状態に回復されることが確実かどうかを審査することとされております。一時的な利用に該当する例としては、建築現場の周辺に資材置場を設置する場合や、大きなイベント等の会場付近に臨時駐車場を設置する場合、砂利採取を行う場合などが挙げられます。また、当該農地は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地で、原則として、除外しない限り、農地転用は許可にならないところですが、一時転用につきましては、一時的利用の期間が3年以内であること、代替地がないこと、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと認められる場合は、許可されることとされております。
議長	説明は、以上でございます。
小林委員 議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 小林委員 事務局の説明があったとおり、一時転用ですので、何も問題ありません。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第48号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)
事務局	全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第5、議案第49号農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。 それでは、議案第49号につきまして事務局の説明を求めます。 農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、修正箇所がありましたので、本日机の上に一枚置かせていただきました。差し替えでお願いいたします。差し替えをしました4ページをご覧ください。

発言者	内容
	<p>農用地利用集積計画による利用権の設定（移転）につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第4条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第4条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第49号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下4人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下7人です。</p> <p>合計22筆で、18,801m<sup>2</sup>、そのうち、田が0筆で、畠が22筆で、18,801m<sup>2</sup>です。なお、表の下2行については、新たな町の事業として今月5月号の広報でもお知らせしましたが、農業実践講座という事業を、折原のアグリン館付近で行います。町で農地を1年間お借りして、農業の実地指導などを行います。現在8名ほどの応募がありました。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長 嶋田推進委員	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 はい。
議長 嶋田推進委員	嶋田推進委員。 農業実践講座の関係で、始めと終わりが30年から33年からなのに存続が1年というのはどういうことでしょうか。
議長 事務局	事務局 失礼しました。21番、22番につきましては1年間ということでございますので、終期のほうは31年の5月31日までということで訂正をお願いいたします。すみませんでした。
議長	他にございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。
	議案第49号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
	(全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。
	以上で全ての議案審議が終了しました。
	委員さんから、何かありますか。
	(委員からなしの声)
議長 事務局次長	事務局から、何かありますか。 事務局から3点、ご連絡いたします。 1点目です。次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。6

発言者	内容
議長	<p>月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会でお願いいたします。繰り返します。6 月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会でお願いいたします。</p> <p>2 点目です。本日机上配布いたしましたチラシをご覧ください。今年度、埼玉県農業会議で農業者年金加入促進マニュアルを作成しました。その中で、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにご協力をいただき、各農業委員さん等が毎年 1 人以上の方に農業者年金加入の話ををしていただきというものです。その際に配布したチラシを渡していただき興味を持つていただいた方には、制度の説明を事務局や埼玉県農業会議の年金の相談員から詳しくご説明いたします。なお、興味を持たなかつた人も含めて別添の報告書を作成していただきます。ぜひ多くの方にお話ををしていただき、加入促進を図っていただければと思います。</p> <p>3 点目です。担い手育成協議会認定調整会議が 6 月 22 日金曜日の午後 1 時 30 分から開催されます。経営改善支援活動推進員の、梅澤委員さん、小林委員さん、内田委員さん、松本雅夫委員さんには、5 月 22 日付で農林課から開催通知をお送りしておりますので、ご出席をお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは他に無いようですので、平成三十年第五回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(事務局次長、起立・礼・着席の発声)</p>

発言者	内容
	署名委員の決定について議長指名により
	梅澤功委員 小和瀬守委員 委員
	以上2名を選任する
	上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。
議長	室岡重雄
委員	梅澤 功
委員	小和瀬 守